

「社会教育における 人権教育」について

京都府教育庁指導部社会教育課

総括社会教育主事 明石 慶三

1 京都府における人権教育

令和3年3月

「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（京都府）

※京都府全体としての人権教育に係る指針



年度毎

「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会）

※年度ごとの方向性を学校教育・社会教育関係者に示すものとして

1 京都府における人権教育

「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会）

「学校教育と社会教育が連携・協働して人権教育を推進するものとする。」

社会教育（青少年、保護者、地域住民）

人権学習の充実
家庭教育の支援及び相談体制の充実
社会教育関係の指導者の人権意識高揚

家庭

学びを活かす場
生涯にわたる学びの場

地域
団体

地域
住民

学校教育（児童生徒）

基礎学力定着
希望進路実現
人権学習の充実
教職員の人権意識の高揚
集団の中での人間関係づくり

関係諸
機関



2 京都府の社会教育における人権教育

「社会教育を推進するために」（京都府教育委員会社会教育課作成）



人権教育は全ての取組の
ベースになるもの

2 京都府の社会教育における人権教育



家庭教育支援
あんしん「子育てー教育」
京都プロジェクト
家庭教育アドバイザー事業
等

(1) 「京都府人権教育企画推進委員会」の開催（方針立て）

- ・令和6年度テーマ「気づきから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」

(2) 「京都府人権教育指導者研修会」の開催（指導者育成）※年2回開催

- ・学校教育関係者と社会教育関係者が一緒になって研修 → 視野や実践が広がるきっかけに
- ・1回は同和問題（部落差別）、もう1回はその他の人権問題（個別）をテーマに実施

→一人一人がつながり合い大切にされる地域づくりに向け、

「地域」視点での大切な人権課題である「同和問題」についての学びは欠かせない



(3) 教育局における「行政担当者等研究協議会」の開催 ※年3～4回

- ・近隣市町の間で取組状況の情報交換、市町行政担当者への学びの場の提供、関係機関との情報提供

(4) 視覚聴覚障害者指導者を対象とした研修会の開催



(5) 人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）やDVD等の視聴覚教材貸出などの情報提供

地域における
多様な学び

京のまなび教室
地域交響プロジェクト
等

キャンプなど
体験活動
(障害・不登校)



3 市町村の社会教育における人権教育

市町村教育委員会

- ・多くは人権に関する講演会等を実施（交流やワークショップと共に）

地域の公民館等の社会教育施設等

- ・様々な世代に対応した人権に関する多様な学習機会の提供
（人権に関する学習を取り入れた学級・講座の開設、ボランティア活動等の体験活動の機会）

- ・「人権学習」といえば「難しい」「自分は大丈夫」というイメージがまだまだ強い。
（難しい講演になりがち、幅広い学習者のニーズや限られた時間枠への対応等）
- ・講師選定や人集め、企画運営についても人材・予算の面での負担がある。
- ・学習者を増やすためのテーマ設定や広報活動をどうするかが課題。（まず来てもらう）
→DVD鑑賞等の安易で確実な研修に頼ることもある一方、その方が参加へのハードルが下がるとの声も。

4 課題

- ① 生涯学び続けるための「社会教育」として、偏った情報に惑わされないための正しい知識や学びの機会や場の提供を
- ② 最新の人権問題の動向等について、様々な世代の方が意欲的に学べるような場や機会への支援
- ③ 人権問題を自分事としてとらえきれていない（自分ではできていると思っている）市民への啓発の推進